

福祉・介護職員処遇改善加算 について

ふれあい作業所では、新加算Ⅰを算定しています。

2024年（令和6年）5月までは、処遇改善加算（Ⅱ）、特定加算（Ⅰ）、ベースアップ加算を算定しておりましたが、新たに、2024年6月より「新加算Ⅰ」へと変更になります。

具体的な取り組み内容は次の通りです。

職場環境等要件について

- ① 入職促進に向けた取り組み
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢など、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ② 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実
 - ・職員の事情等の状況の応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
 - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ③ やりがい・働きがいの醸成
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
 - ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の
 - ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

支給について

- ① 正規・非正規に関わらず、福祉職員に対し、毎月「処遇改善加算手当」として、また、期末手当として金額を試算し支給する。